

「鳥取県介護人材育成事業者認証評価制度」認証マーク募集要項

1 概要

介護サービスを運営する事業者（以下「介護事業者」という。）が行う介護人材の育成及び職場環境の改善の取組を推進するとともに、その運営及び事業活動が適正であって、一定水準以上の取組を行っている介護事業者を認証することにより、介護人材の参入、育成及び定着の促進を図る「鳥取県介護人材育成事業者認証評価制度」のシンボルとなる認証マークを募集します。

採用された作品は、認証を取得した介護事業者が、ホームページや資料など広報活動に使用することができることとします。

2 募集内容

[募集作品の条件]

- (1) 「鳥取県介護人材育成事業者認証評価制度」の趣旨やイメージをわかりやすく簡潔に表現し、親しみやすく、介護人材の参入、育成及び定着が促進され、介護の仕事のイメージアップにつながるもの。

「鳥取県介護人材育成事業者認証評価制度」とは

「鳥取県介護人材育成事業者認証評価制度」は、介護事業者が行う“新規採用職員の育成体制”“人材育成とキャリアパス”“職場環境改善”“社会貢献活動”などの取り組みに一定の基準を設け、基準を満たした事業者を認証する制度です。

認証取得に向けた取り組みの実践を通じて、職員の方が働きやすい環境を整備する事により、職員の方の定着促進や事業所内のサービスの質の向上、利用者及びそのご家族の満足度の向上につながります。

また、認証取得により介護事業者の取り組みが「見える化」され、学生や求職者の方の事業所・職業選択にあたっての指標となることも期待されます。

- (2) 自作かつ未発表で、第三者の権利を侵害しない作品に限ります。
- (3) チラシやパンフレット、広告、ホームページなど広範囲に利用可能なもの。
- (4) 手書きでもデジタルデータでも可能です。色数は自由ですが、拡大・縮小、単色での使用も考慮してください。

3 応募資格

県内外を問わず、どなたでもご応募いただけます。（個人、法人、グループいずれも可能。）

※グループで応募する場合は、代表者1名を決め、その方が応募の手続きをしてください。

4 応募方法

所定の応募用紙（鳥取県長寿社会課ホームページからダウンロード）に必要事項を記入の上、作品用紙とともに郵送又は電子メールにより応募してください。（FAXは不可）

（鳥取県長寿社会課ホームページ「介護人材の確保・定着」

⇒ <https://www.pref.tottori.lg.jp/129008.htm>）

(1) 応募用紙

応募者の氏名、ふりがな、住所、年齢、電話番号、メールアドレス、職業（学校名・学年）を記入してください。

(2) 作品用紙（任意様式可）

作品及び作品の説明（200字以内）を記入してください。

※任意様式の場合は、A4版白紙用紙を使用し、上部に「認証マーク」、下部に作品の説明（200字以内）を必ず記入してください。作品は、「縦18センチ×横18センチ」の範囲内でご応募ください。

[郵送の場合]

応募用紙に必要事項を記載の上、作品を折り曲げないように下記提出先まで郵送してください。電子データを保存したCD-R等で提出する場合は、作品（デジタル画像（JPEG形式又はPDF形式。1作品の容量3MB未満。解像度300dpi以上。）、印刷した場合「縦18センチ×横18センチ」に収まるもの。）及び作品の説明、必要事項を記入した応募用紙（長寿社会課ホームページよりダウンロード）をCD-R等に入れてくださ

い。封筒には、「鳥取県介護人材育成事業者認証評価制度認証マーク応募」と朱書きしてください。

[電子メールの場合]

件名を「鳥取県介護人材育成事業者認証評価制度認証マーク応募」とし、必要事項を記載した応募用紙（長寿社会課ホームページよりダウンロード）と作品（デジタル画像（JPEG 形式又はPDF 形式。1 作品の容量3MB 未満。解像度300dpi 以上。））、印刷した場合「縦1 8センチ×横1 8センチ」に収まるもの。）及び作品の説明を添付して、応募先メールアドレスまで送信してください。

5 応募・問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町1 丁目2 2 0 番地
鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局 長寿社会課 地域包括ケア推進担当
メールアドレス choujyushakai@pref.tottori.lg.jp
電話番号 0857-26-7176・7689

6 応募期限

令和2年1 2月1 1日（金）午後5時必着

7 賞品

採用作品の応募者には、賞状と副賞を贈呈します。

※副賞：鳥取県の特産品3万円相当

8 審査

鳥取県が設置する審査会において厳正な審査を行い、採用作品1点を選定します。

9 結果発表

受賞者に通知するとともに、ホームページ等で公表します。

10 注意事項

- (1) 作品の応募は1人（1グループ）3作品までとします。1つの応募用紙、電子メール等につき1作品としてください。（グループで応募する場合は、代表者1名を決め、その方が応募の手続きを行ってください。）
- (2) 応募にかかる一切の費用は応募者の負担とし、応募作品は返却しません。
- (3) 郵送中の作品の紛失については、責任を負いません。
- (4) 応募作品について、第三者からの権利の侵害、損害賠償等の主張がなされた場合、受賞者は自己責任において解決を図るものとし、鳥取県は一切の責任を負いません。
- (5) 応募者の個人情報、作品の選考以外の目的で使用しません。ただし採用作品の応募者氏名、住所（都道府県及び市町村区まで）、職業（学校名、学年）は公表させていただく場合があります。
- (6) 採用作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）、商品化権、使用权、商標権その他の一切の権利は、鳥取県に帰属します。応募者は応募作品に関し、著作権人格権に基づく権利行使は行わないこととします。
- (7) 採用作品が既に発表されているものと同じ、あるいは、類似していることが判明した場合には、審査結果発表後であっても採用を取り消すことがあります。
- (8) 認証マークの採用作品は、広く使用するにあたり、必要により補作、修正することがあります。
- (9) 認証マークの採用作品は、作品の元データ（ai形式など）の提供を求めることがあります。採用作品が決定するまでは、元データを消去せずに保管しておいてください。
- (10) 認証マークとして適当な作品がない場合は、「採用作品なし」となる場合があります。